



宮 崎 県 公 報

令和 4 年 10 月 27 日 (木曜日) 第 352 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示	頁	○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 5
○鳥獣保護区の更新 (12件) …… (自然環境課) 1		○道路の供用の開始…………… (“) 5
○鳥獣保護区特別保護地区の指定 (2件) …… (“) 4		公 告
○特定猟具使用禁止区域 (銃) の指定 (2件) …… (“) 5		○軽油引取税に係る免税証の無効公告 (2件) …… (税務課) 5
		○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…………… (管理課) 6
		○落札者等の公告…………… 7

告 示

宮崎県告示第 703号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号) 第28条第7項ただし書の規定により、平成24年宮崎県告示第 745号で指定した白岩山鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和 4 年 10 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 鳥獣保護区の名称
白岩山鳥獣保護区
- 鳥獣保護区の区域

西臼杵郡五ヶ瀬町大字鞍岡の町道本屋敷・国見線と椎葉村との町村界 (国見峠) との交点を起点とし、同所より同町村界を西に進み、宮崎北部森林管理署管内国有林2091林班との境界に至り、同所より同町村界を南西に進み、木浦山を経て北西に進み、白岩山に至り、同所より同町村界をさらに北西に進み、熊本県との境界 (向坂山) に至り、同所より同県境を北東に進み、小川岳を経て国有林2088林班と民有林との境界に至り、同所より同境界を北東に進み、さらに同境界を南東及び南西に進み、2088林班と2089林班との境界に至り、2089林班と2090林班との境界に至り、さらに2090林班と2091林班との境界に至り、同林班界を南東に進み起点に至る線で囲まれた区域

- 鳥獣保護区の存続期間
令和 4 年 11 月 1 日から令和14年10月31日まで
- 鳥獣保護区の保護に関する指針

国有林を管理する森林管理署と連携を図るとともに、地方自治体や鳥獣保護管理員との協力により、鳥獣の生息環境の保全に努める。

宮崎県告示第 704号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号) 第28条第7項ただし書の規定により、平成24年宮崎県告示第 746号で指定した耳川下流鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和 4 年 10 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 鳥獣保護区の名称
耳川下流鳥獣保護区
- 鳥獣保護区の区域
日向市美々津地区の美々津大橋南詰を起点とし、同所より耳川右岸汀線を上流に進み市道塩見美々津線にかかる耳川大橋南詰に至り、同橋を経て北詰に至り、同所より耳川左岸汀線を下流に進み美々津大橋北詰に至り、同橋の南詰に至る線で囲まれた区域
- 鳥獣保護区の存続期間
令和 4 年 11 月 1 日から令和14年10月31日まで
- 鳥獣保護区の保護に関する指針
地元自治体や鳥獣保護管理員との連携を図りながら、鳥獣の生息環境の保全に努める。

宮崎県告示第 705号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号) 第28条第7項ただし書の規定により、平成24年宮崎県告示第 747号で指定した荒平山鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和 4 年 10 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 鳥獣保護区の名称
荒平山鳥獣保護区
- 鳥獣保護区の区域
宮崎市清武町と宮崎市田野町との境界に所在する荒平山山頂を起点とし、同所から清武町と田野町との境界を北東に向かい宮崎市有林と国有林との境に至り、同所から北東に尾根部に折れる。尾根部を丸目地区に向かって下り林道丸目・松原線に至り、同所から同林道を南西に向かい同林道の終点に至り、同所から南南西に向かい国有林に至り、同所から国有林の最初の尾根をさらに進み清武町と田野町との境界に至り、同所から北に向かい起点の荒平山山頂に至る線で囲まれた区域
- 鳥獣保護区の存続期間
令和 4 年 11 月 1 日から令和14年10月31日まで
- 鳥獣保護区の保護に関する指針
更新区域は、公共施設や農振地域が存在するため、引き続き関係機関と連携を図りながら、鳥獣の生育環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

宮崎県告示第 706号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成24年宮崎県告示第 748号で指定した祖母傾山鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和 4 年10月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 鳥獣保護区の名称
祖母傾山鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域
西臼杵郡高千穂町大字上野に所在する四季見原三角点（標高1367メートル）を起点とし、同所より宮崎北部森林管理署管内国有林2075、2076、2077、2078、2080及び2079林班と民有林及び官公造林との境界を北に進み、大分県との境界に至り、同所より同境界を東に進み、祖母山、本谷山、日之影町の傾山及び新百姓山を經由して、日之影町大字見立に所在する国有林2055林班と2056林班の林班界と大分県境との交点に至り、同所から県境を南に進み、夏木山山頂を経て、同県境と延岡市北川町境との交点に至り、同所から日之影町と延岡市北川町の町境を西南に進み、五葉岳山頂を経て、同町境と延岡市北方町境との交点に至り、同所から日之影町と延岡市北方町との町境を南に進み、国有林2029林班における、よ・と小班を囲む外周との交点に至り、同外周を北に進み、2029林班と2030林班の林班界との交点に至り、同林班界を西に進み、同林班界と2032林班との交点に至り、同林班界を北に進み、2044林班における、む・と小班を囲む外周との交点に至り、同外周を北東に進み、2045林班における、ち・に小班を囲む外周との交点に至り、同外周を北に進み、2045林班2046林班との交点に至り、同境界を西に進み、2046林班における、か・よ小班を囲む外周との交点に至り、同外周を北に進み、2046林班と2048林班の林班界との交点に至り、同所を東に進み、2049林班との林班界に至り、同林班界を北西に進み、県道日之影宇目線との交点に至り、同県道を北東に進み、2050林班と2051林班の林班界との交点に至り、同所から2050林班と2051林班との林班界を南東に進み、同林班界と2052林班との交点に至り、2050林班と2052林班の林班界を南に進み、2052林班における、わ・そ小班を囲む外周との交点に至り、同外周を南東に進み、2052林班と2053林班との林班界に至り、同所から2053林班における、る・ぬ小班の外周を北東に進み、2053林班と2056林班の林班界との交点に至り、同所から2056林班における、そ小班の外周を北に進み、2056林班と2055林班の林班界との交点に至り、同所から同林班界を西に進み、国有林2051林班と2054・2055林班との林班界を経て、民有林との境界との交点に至り、同所より同境界を北及び西に進み、国有林2114・2065林班と2115林班との境界との交点に至り、同所より同境界を北西に進み、国有林2064林班と2117林班との境界との交点に至り、同所より同境界を西に進み、国有林2064・2118・2063林班と2119林班との境界との交点に至り、同所より同境界を南西に進み、国有林2063・2061林班と2121林班との境界に至り、同所より同境界を西に進み、国有林2060・2059林班と2122林班との境界との交点に至り、同所より同境界を西及び南に進み、民有林と境界との交点に至り、同所より同境界を西に進み、高千穂町大字上岩戸に所在する国有林2069林班と2068林班との境界との交点に至り、同所より同境界を西に進み、起点に至る線で囲まれた区域
- 3 鳥獣保護区の存続期間
令和 4 年11月 1 日から令和14年10月31日まで

- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針
国有林を管理する森林管理署と連携を図りながら、鳥獣の生育環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

宮崎県告示第 707号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成24年宮崎県告示第 750号で指定した三方界鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和 4 年10月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 鳥獣保護区の名称
三方界鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域
椎葉村所在の国有林耳川森林計画区のうち、153林班から206林班までの区域
- 3 鳥獣保護区の存続期間
令和 4 年11月 1 日から令和14年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針
国有林を管理する森林管理署と連携を図りながら、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

宮崎県告示第 708号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成24年宮崎県告示第 751号で指定した中崎鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和 4 年10月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 鳥獣保護区の名称
中崎鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域
美郷町北郷字納間字喜和田の五十鈴川上流中崎谷と通称シゲラ谷の交点を起点として、同所より中崎谷を北西に進み、美郷町北郷と諸塚村の境界線にある通称鬼ヶ浄土に至り、同所より同境界線を南及び南東に進み通称槍ノ柄に至り、同所より通称シゲラ谷を北東に進み、起点に至るまでの線で囲まれた区域
- 3 鳥獣保護区の存続期間
令和 4 年11月 1 日から令和14年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針
地元自治体と鳥獣保護管理員との連携を図りながら、鳥獣の生息環境の保全に努める。

宮崎県告示第 709号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成24年宮崎県告示第 752号で指定した一ツ瀬川口鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和 4 年10月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 鳥獣保護区の名称
一ツ瀬川口鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域
新富町大字上富田大淵の国道10号線日向大橋北詰上流側と一ツ

瀬川堤防との交点を起点とし、同所より同堤防を東に進み、防潮堤との交点に至り、同所より防潮堤を北東に進み、鬼付女川川口を経て鬼付女峰鳥獣保護区との境界に至り、同所より同保護区に接して北東及び北西に進み、同保護区と高鍋・新富鳥獣保護区の交点に至り、同所より高鍋・新富鳥獣保護区に接して東に進み、汀線に至り、同所より同汀線を南西に進み、一ツ瀬川河口左岸に至り、同所より同河口を横断し宮崎鳥獣保護区の北端に至り、同所より同堤防を西に進み、国道10号線日向大橋南詰上流側に至り、同所より北に進み、起点に至る線で囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

制札の設置及び定期的な巡視の実施等により、鳥獣の生息環境の保持に努め、鳥獣の生息に影響のない範囲で自然観察等の場として活用を図る。

宮崎県告示第 710号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成24年宮崎県告示第 753号で指定した平和台鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和4年10月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 鳥獣保護区の名称

平和台鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

宮崎市下北方町矢の先の県道宮崎須木線と県道下北方古墳線との接点を起点とし、県道宮崎須木線を北西に進み市道上北方柏田線との交点に至り、同市道を北西に進み市道柏田久保線との交点に至り、同市道を北北東に進み市道柏田池内線との交点に至り、同市道を東北東に進み県道宮崎西環状線との交点に至り、同県道を北東に進み県道宮崎高鍋線との交点に至り、同県道を南南東に進み県道下北方古墳線との交点に至り、同県道を西南西に進み基点に至る線で囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

更新区域は、公共施設や農振地域が存在するため、引き続き関係機関と連携を図りながら、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

宮崎県告示第 711号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成24年宮崎県告示第 754号で指定した花ノ木鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和4年10月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 鳥獣保護区の名称

花ノ木鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

都城市山之口町花ノ木地区内の国道 269号線と市道街区川内線との交点を起点として、同所から同国道を北に進み市道麓1号線の起点に至り、同所から同市道を東に進み市道麓2号線との交点

に至り、同所から同市道を東に進み同市道の終点である十輪寺墓地入口に至り、同所から麓配水池のある山の尾根を南に進み宇都谷山（田野堂・宇都谷・浦田の字界の交点）に至り、同所から花ノ木と山之口の大字界を南西に進み市道佐土原麓線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道街区川内線との交点に至り、同所から同市道を西に進み起点に至るまでの線で囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

地元自治体や鳥獣保護管理員との協力により、鳥獣生息の環境保全に努める。

宮崎県告示第 712号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成24年宮崎県告示第 755号で指定した高鍋・新富鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和4年10月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 鳥獣保護区の名称

高鍋・新富鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

高鍋町大字持田字深川の海岸石標を起点として、同所から防潮堤に沿って西に進み、日豊本線を経て通称塩入川を約 300メートル上流に進み、同川をわたり西に進み、高鍋大橋に至り、同所から小丸川堤防を上流に進み、小丸大橋に至り、同橋をわたり右岸堤防沿いを上流に進み、町道川田竹鳩線との交点に至り、同所から同町道に沿って南に進み、県道木城高鍋線との交点に至り、同所から同県道を東に約 150メートル進んだ地点から町道平原川田線に沿って南に進み、松本（3）線との交点に至り、同所から同町道を南に進み、松本（4）線との交点に至り、同所から同町道を南に進み、高月・平原線の交点に至り、同所から同町道を南に進み、県道高鍋高岡線との交点に至り、同所から同県道に沿って南に進み、県道宮崎高鍋線との交点に至り、同所から同県道に沿って東に約 600メートル進み、欄干橋に至り、同橋をわたり町道水谷原坂平付・堀ノ内線との交点に至り、同所から同町道に沿って東に進み、茂広毛平付・式本松（2）線に至り、同所から同町道を南に進み、茂広毛平付・高岡線との交点に至り、同所から同町道を南に進み、式本松・穂先田線との交点に至り、同所から同町道を東に進み、町道穂先田・肥後牧線との交点に至り、同所から同町道に沿って南に進み、町道穂先田線との交点に至り、同所から通称肥後田川を下流に進み、通称小落ヶ滝を経て、国道10号線に至り、同所から同国道に向かって南に進み、新富町との境界線を経て、町道南原線との交点に至り、同所から同町道を東に進み、町道越馬場野中線の起点に至り、同所から同町道に沿って東に進み、鬼付女川との交点に至り、同川を上流に進み、日豊本線との交点に至り、同所から同線に沿って北東に進み、日置川との交点に至り、同所から同川を下流に進み、町道越馬場中線との交点に至り、同所から同町道に沿って北に進み、町道富田浜入江の起点に至り、同所から同町道を東に進み、初音に至り、同所から約 600メートル東に進み、海岸線に至り、同所から海岸線に沿って北に進み、起点に至る線で囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

制札の設置及び定期的な巡視の実施等により、鳥獣の生息環境の保持に努め、鳥獣の生息に影響がない範囲で自然観察等の場として活用を図る。

宮崎県告示第 713号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成24年宮崎県告示第 756号で指定した冷窪鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和 4 年10月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 鳥獣保護区の名称

冷窪鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

宮崎市高岡町飯田の市道が冷窪集落と辻集落の分岐する地点を起点とし、同所から市道辻横峰柵線に沿って西に約 1.3キロメートル進み横峰集落の入り口に至り、同所から市道横峰柵現内線、農道石原畑 1 号線を北西に進み同農道の終点に至り、同所から北に進み林道へ至り、同所から林道を北へ進み農道早稲田線との交点に至り、同所から農道早稲田線を西へ進み農道横尾 3 号線との交点に至り、同所から農道横尾 3 号線を北東に進み冷窪の峠に至り、同所から北東に約 500メートル進み国富町との境界に至り、同所から境界を東北東に進み農道相原 1 号線との交点に至り、同所から農道相原 1 号線、市道冷窪線を南東へ進み市道山崎冷窪線との交点に至り、同所から尾根沿いを北東に進んで国富町との境界に至り、同所から境界を南東に進み農道新開 2 号線に至り、同所から農道新開 2 号線を南南西に進み市道山崎冷窪線との交点に至り、同所から同市道を南に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

令和 4 年11月 1 日から令和14年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

更新区域は、公共施設や農振地域が存在するため、引き続き関係機関と連携を図りながら、鳥獣の生育環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

宮崎県告示第 714号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成24年宮崎県告示第 758号で指定した一里崎鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和 4 年10月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 鳥獣保護区の名称

一里崎鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

串間市大字本城字下千野の県道都井西方線にかかる下千野橋を起点として、同所より同県道を南東に進み本城川右岸の港橋に至り、同所より同河川の右岸を上流に進み市道吾社百田線の城泉防橋に至り、同所より同河川の左岸を下流に進み同河川の河口に至り、同河口と一里崎南端を直線で結び、同南端とびんだれ島南端を直線で結び、同南端と福島川河口（左岸）を直線で結び、同所より同河川の左岸を上流に進み左岸堤防と市道屋治金谷線との交点に至り、同所より同市道を南及び西南西に進み県道都井西方線

との交点に至り、同所より同県道を南東及び北東に進み起点に至るまでの線で囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

令和 4 年11月 1 日から令和14年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

自然公園法ほか他法令との連携で自然と野生鳥獣との調和を図りつつ、当指定区域の優れた生息環境を適切に保持し、区域内の鳥獣の生息環境を損なうことのないよう留意する。

宮崎県告示第 715号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第 1 項の規定により、特別保護地区を次のとおり指定した。

令和 4 年10月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 特別保護地区の名称

祖母傾山鳥獣保護区特別保護地区

2 特別保護地区の区域

西臼杵郡日之影町大字見立に所在する宮崎北部森林管理署管内 2055林班と2056林班の林班界と大分県境との交点を起点とし、同所から県境を南に進み夏木山山頂を経て同県境と延岡市北川町境との交点に至り、同所から日之影町と延岡市北川町の町境を西南に進み五葉岳山頂を経て同町境と延岡市北方町境との交点に至り、同所から日之影町と延岡市北方町との町境を南に進み2029林班よと小班を囲む外周との交点に至り、同外周を北に進み2029林班と2030林班の林班界との交点に至り、同林班界を西に進み同林班界と2032林班との交点に至り、同林班界を北に進み2044林班むと小班を囲む外周との交点に至り、同外周を北東に進み2045林班ちと小班を囲む外周との交点に至り、同外周を北に進み2045林班と2046林班との交点に至り、同境界を西に進み2046林班かよ小班を囲む外周との交点に至り、同外周を北に進み2046林班と2048林班の林班界との交点に至り、同所を東に進み2049林班との林班界に至り、同林班界を北西に進み県道日之影字目線との交点に至り、同県道を北東に進み2050林班と2051林班の林班界との交点に至り、同所から2050林班と2051林班との林班界を南東に進み同林班界と2052林班との交点に至り、2050林班と2052林班の林班界を南に進み2052林班わそ小班を囲む外周との交点に至り、同外周を南東に進み2052林班と2053林班との林班界に至り、同所から2053林班るぬ小班の外周を北東に進み2053林班と2056林班の林班界との交点に至り、同所から2056林班そ小班の外周を北に進み2056林班と2055林班の林班界との交点に至り、同林班界を東に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 特別保護地区の存続期間

令和 4 年11月 1 日から令和14年10月31日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針

国有林を管理する森林管理署等と連携を図りながら、定期的な情報交換等を行い、鳥獣の生育環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

宮崎県告示第 716号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第 1 項の規定により、特別保護地区を次のとおり指定した。

令和 4 年10月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 特別保護地区の名称
三方界鳥獣保護区特別保護地区
- 2 特別保護地区の区域
椎葉村所在の国有林三方界事業区のうち、176林班いろイ小班、177林班いろイ小班、178林班いろイ小班、179林班いろイ小班、182林班いろイ小班、183林班いろイ小班的区域
- 3 特別保護地区の存続期間
令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
- 4 特別保護地区の保護に関する指針
国有林を管理する森林管理署等と連携を図りながら、定期的な情報交換等を行い、鳥獣の生育環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

宮崎県告示第717号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域(銃)を次のとおり指定した。

令和4年10月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 特定猟具使用禁止区域(銃)の名称
浦城特定猟具使用禁止区域(銃)
- 2 特定猟具使用禁止区域(銃)の区域
延岡市浦城町に所在する県道浦城東海線の浦場1号橋南詰を起点とし、同所から生活道を東に進み浦場川に至り、同所から同川を南に進み県道浦城東海線との交点に至り、同所から同県道を北に進み起点に至る線で囲まれた区域
- 3 特定猟具使用禁止区域(銃)の存続期間
令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

宮崎県告示第718号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域(銃)を次のとおり指定した。

令和4年10月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 特定猟具使用禁止区域(銃)の名称
長井特定猟具使用禁止区域(銃)
- 2 特定猟具使用禁止区域(銃)の区域
延岡市北川町に所在する県道日向長井停車場線と国道10号線との交点を起点とし、同所から同国道を北東に進み市道坂本・新道線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み県道日向長井停車場線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み起点に至る線で囲まれた区域
- 3 特定猟具使用禁止区域(銃)の存続期間
令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

宮崎県告示第719号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和4年10月27日から同年11月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年10月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
226	県道	土々呂日向線	日向市大字財光寺字沖ノ下3148番2から同市同大字字菰無田3388番4まで	旧	9.3～9.3	102.7
				新	23.0～37.1	102.7

宮崎県告示第720号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和4年10月27日から同年11月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年10月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
226	県道	土々呂日向線	日向市大字財光寺字沖ノ下3148番2から同市同大字字菰無田3388番4まで	令和4年10月27日

公 告

宮崎県税条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第3号)第76条第1項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

令和4年10月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 免税証の種類
100ℓ券11枚
200ℓ券8枚
- 2 用途
林業等
- 3 記号及び番号
100ℓ券G 6201857～G 6201867
200ℓ券H 6200568～H 6200575
- 4 有効期間
令和4年5月1日から令和4年10月31日まで
- 5 免税証に記載した販売店の名称
株式会社協同サービス 諸塚給油所
- 6 紛失年月日
令和4年9月19日

宮崎県税条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第3号）第76条第1項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

令和4年10月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 免税証の種類
100ℓ券2枚
- 2 用途
林業等
- 3 記号及び番号
100ℓ券G 6201886、G 6201887

- 4 有効期間
令和4年5月1日から令和4年10月31日まで
- 5 免税証に記載した販売店の名称
株式会社協同サービス 南郷給油所
- 6 紛失年月日
令和4年9月19日

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

令和4年10月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(特-3)第1391号	(有)横山建設	守屋 和人	宮崎県児湯郡西米良村大字村所 105-19	特定	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業、解体工事業	令和4年9月1日付けで廃業した旨の届け	令和4年9月1日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-2)第4259号	富山住設(株)	河邊 良一	宮崎県延岡市愛宕町3-35	一般	土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、ガラス工事業、建具工事業、水道施設工事業	令和4年9月21日付けで廃業した旨の届け	令和4年9月21日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-2)第8486号	(有)龍虎建設	田村 良子	宮崎県北諸県郡三股町大字蓼池5586	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業、水道施設工事業	令和4年9月16日付けで廃業した旨の届け	令和4年9月16日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-3)第11503号	田尻建設(有)	田尻 靖法	宮崎県延岡市野地町1-2504-2	一般	建築工事業、大工工事業、屋根工事業、内装仕上工事業	令和4年9月8日付けで廃業した旨の届け	令和4年9月8日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-4)第11601号	(有)三大技研	荻原 文徳	宮崎県宮崎市大字浮田字塚田1165-1	一般	土木工事業、とび・土工工事業	令和4年9月6日付けで廃業した旨の届け	令和4年9月6日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-1)第12634号	(有)カンダ住建	神田 弘信	宮崎県西諸県郡高原町大字西麓 248-23	一般	建築工事業、大工工事業	令和4年9月5日付けで廃業した旨の届け	令和4年9月5日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-29)第1171号	三協(株)	武田 久峰	宮崎県串間市大字西方 8971-5	一般	塗装工事業	令和4年9月1日付けで廃業した旨の届け	令和4年9月1日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-2)第5389号	(株)有村建設	有村 英敏	宮崎県宮崎市高岡町浦之名4552-17	一般	建築工事業	令和4年9月29日付けで廃業した旨の届け	令和4年9月29日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-4)第6945号	(株)暁建業	荒武 暁	宮崎県都城市大岩田町 5377-2	一般	建築工事業	令和4年9月6日付けで廃業した旨の届け	令和4年9月6日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(特-29)第10323号	植松商事(株)	植松 孝一	宮崎県宮崎市橋通西4-2-30	特定	鋼構造物工事業	令和4年9月9日付けで廃業した旨の届け	令和4年9月9日 (一部廃業)

宮 崎 県 知 事 許 可 (般-29)第 13694号	大伸(株)	大浦 伸昭	宮崎県小林 市細野2952 - 1	一般	建築工事業	令和4年9月 21日付けで廃 業した旨の届 け	令和4年9月21日 (一部廃業)
宮 崎 県 知 事 許 可 (般-2)第 14017号	康成建設(株)	小牧 康輝	宮崎県小林 市細野4539 - 6	一般	解体工事業	令和4年9月 30日付けで廃 業した旨の届 け	令和4年9月30日 (一部廃業)

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する

。

令和4年10月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
宮崎港曳船作業業務 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県県土整備部港湾課空港・ポートセールス担当
宮崎市橘通東2丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和4年9月16日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ベイフロントハッコー 宮崎市港1丁目16番地
- 5 落札金額
273,240,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和4年7月19日

--	--